

紀の川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和8年3月26日
教育委員会告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、事業者（個人事業主を含む。）及び団体（以下「事業者」という。）が紀の川市立図書館（以下「図書館」という。）で閲覧に供する雑誌を購入し、当該雑誌に広告を掲出する紀の川市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 雑誌の購入及び広告の作成に係る一切の費用は事業者の負担とする。

- 2 広告の方法は、雑誌の最新号のカバーの表面に広告主名を、裏面に広告を掲出するものとする。
- 3 雑誌の設置場所、保存・廃棄等については図書館長（以下「館長」という。）が決定する。
- 4 雑誌の紛失、盗難、自然災害等によって当該雑誌が図書館内で提供できない場合は、広告掲載を中断するものとする。この場合において、生じた損失について、市は一切の責任を負わないものとする。

(募集)

第3条 館長は、図書館で閲覧に供する雑誌のうちから広告の掲出を認めるものを選定し、広告を掲出しようとする者を募集する。

- 2 前項の募集については、館長が募集要項を別に定める。

(広告掲出の期間)

第4条 広告を掲出することができる期間は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、年度の途中から広告を掲出する場合は第7条第1項の館長の認定を受けた日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(広告掲出の要件等)

第5条 雑誌に広告を掲出することができる事業者は、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける業種その他これに類するものを営む者
- (2) 和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するものを営む者
- (3) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続開始又は更生手続開始の申立てをした者

(6) 広告の内容が法令に違反している者

(7) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により、許可の取消し等の処分、改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分、命令、行政指導等の内容について改善がなされていない者

(8) 本市の指名停止措置を受けている期間中の者

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないとして館長が認める者

2 掲出しようとする広告の内容は、図書館の公共性、品位、社会的信頼等を損なうおそれのないもの、紀の川市広告事業実施要綱（平成19年紀の川市告示第5号）第3条に掲げるものに該当しないものでなければならない。

（申込み）

第6条 雑誌に広告を掲出しようとする者は、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、館長に申込みをしなければならない。

(1) 掲出しようとする広告の図案及び原稿

(2) 広告を掲出しようとする者の概要が分かる書類

（広告掲出者の認定等）

第7条 館長は、前条の規定による申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申込みを行った者を、広告を掲出する者として認定するものとする。

2 前項の認定に当たっては、館長は選定結果及び広告内容の審査結果について、紀の川市教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込順及び広告掲出期間を考慮して認定するものとする。

4 館長は、第1項の審査の結果を雑誌スポンサー認定（不認定）通知書（様式第2号）により、前条の申込みをした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第8条 前条1項の認定を受けたものは、その申込者の所在地、商号若しくは名称又は代表者氏名に変更があったときは、館長にその旨を届け出なければならない。

（広告の変更）

第9条 第7条第1項の認定を受けた者が、その認定に係る広告について、意匠その他の内容を変更しようとするときは、その旨を館長に申し出て、館長の認定を受けなければならない。

（認定の取消し）

第10条 館長は第7条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、生じた損失について、市は一切の責任を負わないものとする。

(1) 第5条に定める要件を満たさないとき。

(2) その他広告を掲出する者として適切でないと館長が認めるとき。

(広告掲出者の責務)

第11条 広告を掲出した者は、当該広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。